

令和4年10月1日
令和5年3月31日一部改正
令和6年3月31日一部改正
令和6年4月1日一部改正
令和7年3月31日一部改正
令和7年4月1日一部改正

令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給基準

給付金の名称	令和7年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金
給付金の支給目的	介護サービス事業所等（別表第1に掲げる事業所・施設等の種別をいう。以下同じ。）で働きながら資格を取得した人への報償、及びそれを掲げることで事業所内での資格取得を促進し、介護職員のキャリアアップに対する機運の向上を図る。また、介護職員が資格取得後も有資格者として継続勤務することで、介護サービス事業所等における人材定着による介護人材確保を支援する。
給付金の支給対象者	次に掲げる者を給付金の支給対象者とする。なお、給付金の対象になる資格及び研修はいずれか一つとし、1人一回のみの申請とする。 (1) 大津市内の介護サービス事業所等に勤務しながら第37回（令和6年度）介護福祉士国家試験に合格し、資格登録年月日以降に、大津市内の介護サービス事業所等に継続して6か月以上就労している者 ただし、次の各号に該当する者を除く。 ① 勤務する介護サービス事業所等が資格登録時と申請時で異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く） ② 令和7年度障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者 ③ 申請時に離職が予定されている者 (2) 第27回（令和6年度）介護支援専門員実務研修受講試験（ケアマネジャー試験）に合格し、介護支援専門員証の交付後、大津市内の介護サービス事業所等に継続して6か

	月以上就労している者 ただし、次の各号に該当する者を除く。 ① 令和８年３月３１日までに介護支援専門員として６か月従事していない者 ② 令和７年度障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者 ③ 申請時に離職が予定されている者 (3) 喀痰吸引研修等（第１号研修、第２号研修、第３号研修）を修了し（第１号研修及び第２号研修にあつては「認定特定行為業務従事者認定証」を登録していること）、かつ、研修修了年月日以降、大津市内の介護サービス事業所等に継続して６か月以上就労している者 ただし、次の各号に該当する者を除く。 ① 令和６年９月以前に研修を修了した者 ② 第１号研修及び第２号研修にあつては、勤務する介護サービス事業者等が登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録を行っていない者 ③ 第１号研修及び第２号研修にあつては、勤務する介護サービス事業所等が「認定特定行為業務従事者認定証」登録時と異なる者（同一法人かつ市内の事業所間での異動を除く） ④ 令和７年度障害福祉サービス事業所等従業者キャリアアップ促進給付金を申請した者 ⑤ 申請時に離職が予定されている者
給付金の支給額	３０，０００円／１人
給付金の支給方法	(1) 申請者は、「令和７年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書」（様式第１号）を市長に提出するものとする。 (2) 市長は、前号の申請書兼請求書を受理し、支給対象者と認めるときは、「令和７年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書」（様式第２号）により、

	申請者に通知するものとする。 (3) 市長は、第 1 号の申請書兼請求書を受理し、給付金の交付をしないことと決定したときは、「令和 7 年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請棄却（却下）決定通知書」（様式第 3 号）により、申請者に通知するものとする。 (4) 市長は、第 1 号の申請書兼請求書を受理した日から 3 0 日以内に申請者に対し、給付金を支払うものとする。
給付金の支給条件	(1) 給付金の総額が予算額を超える場合は、申請書兼請求書の提出順に、予算の範囲内で交付する。 (2) 介護サービス事業所等の当該職員に対する受験、登録等の経費負担の有無に関わらず対象とする。
給付金の申請期限	令和 8 年 3 月 3 1 日
様 式	令和 7 年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請書兼請求書（様式第 1 号） 令和 7 年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給決定通知書（様式第 2 号） 令和 7 年度大津市介護職キャリアアップ促進給付金支給申請棄却（却下）決定通知書（様式第 3 号）
担当部署	大津市健康福祉部介護・福祉施設課介護・福祉人材確保対策室